

支えあい、助けあい

・・・福祉のコミュニティづくり

平成30年度

事業計画書

社会福祉法人

小樽市社会福祉協議会

# 目 次

	ページ
はじめに -----	1
主な事業・活動	
[1] 地域福祉活動の推進	
1. 小地域ネットワーク活動 -----	2
2. 在宅サービス事業の実施 -----	2
3. ふれあい相談事業の推進 -----	3
[2] 指定管理	
1. 総合福祉センターの管理運営 -----	4
2. 児童館の管理運営 -----	4
[3] 社協まつりの開催 -----	6
[4] 生活困窮者自立支援	
1. 生活困窮者自立支援事業 -----	6
2. 緊急生活救援資金等の貸付事業 -----	6
3. 生活困窮者物資支援事業 -----	7
[5] 権利擁護事業の推進	
1. 相談事業 -----	8
2. 成年後見事業 -----	8
3. 日常生活自立支援事業 -----	9
[6] 介護保険事業	
1. 生活支援体制整備事業 -----	9
2. たんぽぽ介護事業所 -----	10
3. 銭函デイサービスセンター -----	11
4. 小樽市中部地域包括支援センター -----	12
[7] ボランティア・市民活動の推進	
1. ボランティア・市民活動センターの運営 -----	14
2. 点字図書館の管理運営 -----	15
[8] 社会福祉法人等との協力・連携 -----	16
[9] 関係団体等の支援 -----	17
[10] 困窮世帯等の支援 -----	17
[11] 共同募金運動への協力 -----	18
[12] 会務の運営等 -----	18

## はじめに

我が国の社会保障制度は、これまで地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面における支え合いの機能の存在を前提に、社会の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭等が果たしてきた役割の一部を代替する形で、高齢者、障がい者、子ども等の対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と充実が図られてきました。

しかし、少子高齢化が進み人口が減少に転じるなか、多くの地域社会で支え合いの基盤が弱まってきています。また、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合っただ複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられます。

こうしたことから、国においては、地域住民が互いに役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合い、様々な困難を抱えた場合でも、住民による支え合いと公的支援が連動し、社会から孤立せず安心して生活を送ることができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

また道内においては、一昨年発生した台風による大規模水害を契機に災害ボランティアセンターが常設され、道内の市町村や社会福祉協議会等との連携体制の構築、さらには災害ボランティア活動に対する意識の醸成に向けた活動が進められています。

さらに本市においては、社会福祉法の改正に伴い社会福祉法人が地域における公益的な取組を行うことが義務付けられたことを受け、市内の社会福祉法人が連携して公益的事業を実施し、地域共生社会の実現に寄与して行こうとする取組が始まっております。

本会としては、社会福祉法に定める公的民間組織としての使命を踏まえ、関係機関及び市内の社会福祉法人等と連携するとともに、地域の皆様の参加を得ながら、社会福祉事業の実施や普及・宣伝、必要とする個人・団体への支援、受託事務の着実な実施等を通じ、本市の地域福祉の推進に取り組むとともに、適正な法人運営と経営の健全化に努めてまいります。

### 【重点推進事項】

- 1 地域福祉活動の推進
- 2 生活困窮者の自立支援
- 3 権利擁護の事業の推進
- 4 ボランティア・市民活動の推進
- 5 適正な法人運営と経営の健全化

## 主な事業・活動

### [1] 地域福祉活動の推進

#### 1. 小地域ネットワーク活動

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすために、保健・医療・福祉の専門機関による支援を行うだけでなく、地域が持つ支え合いの力を最大限に活用することが重要な課題とされています。本事業では、「地域住民が相互に支え合える環境」を整えるための一助として制度を活用していただき、住民主体で地域を築き上げていくネットワークづくりを支援します。

##### (1) 小地域ネットワーク構築への支援

日常生活圏域の中で、福祉を担うさまざまな主体（自治会・町会等の多様な地縁組織、民生児童委員、住民ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、民間企業等）によって取り組まれている小地域ネットワークの情報を積極的に収集・発信し、より充実した活動をしていただけるよう活動を支援します。

##### (2) 小地域ネットワーク活動交流会の開催

小地域ネットワーク活動を実践している団体による先進的な活動報告や経過報告のほか、市内の各地域で活動する方々の交流・情報交換、本会の助成制度の案内の場として交流会を開催します。

##### (3) 広報活動

小地域ネットワーク活動の市内全域への拡大・浸透を目指し、地縁組織、民生児童委員など各方面から得た情報を参考に、積極的な広報活動を行います。

#### 2. 在宅サービス事業の実施

地域のボランティアや民生児童委員等にご協力をいただき、高齢者、障がい者をはじめとしたサポートを必要としている人々の日常生活を支援するため、次の事業を実施します。

##### (1) 小樽市独居高齢者等給食サービス事業

小樽市から受託し、65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯等に週1回、安否確認を兼ねてお弁当をお届けします。近隣の方による定期的な声かけとともに、栄養のバランスが取れたお弁当を届けることで、利用者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。

### ① 配食方法

#### a. ボランティアによる配食

利用者宅の近隣にお住まいの方に配食していただくことで、地域の中で支え合いネットワークが構築されます。

#### b. 配食拠点による配食

商店や会館等が配食の拠点となり、近隣に住む利用者がお弁当を自ら引き取りに行くことで拠点での安否確認ができるとともに、拠点のボランティアや近所の方々と交流する機会を設けることができます。

ボランティアによる配達時に応答がない場合や、利用者が配食拠点へ来られなかった場合は、本会が緊急連絡先等へ問い合わせるなどで利用者の安否確認をします。

### ② 配食関係者交流会

各地域で配食ボランティアとしてご協力いただいている方々、事業関係者及び利用希望者のいる地域の方々が、日頃から感じていることを話し合い、また、情報交換の場として活用していただくことを目的に開催します。併せて、ボランティアの確保や事業の周知のための広報活動も行います。

## (2) 福祉除雪サービス事業と屋根雪下ろし助成事業

冬期間の暮らしの安全確保を目的に、高齢、身体障がいなどにより除排雪が困難な低所得世帯の方を対象とし、民生児童委員や除雪ボランティアの協力を得て実施します。

### ① 福祉除雪サービス事業

歳末たすけあい運動義援金を財源に、玄関先から公道までの幅1m程度の生活路や雪によりふさがったストーブの排気筒、割れるおそれのある窓等の危険な箇所を1世帯につき、ひと冬に3回まで除排雪をします。

### ② 屋根雪下ろし助成事業

小樽市の補助金を受け、ひと冬に1回、10,000円を上限に住宅の屋根雪下ろし費用を助成します。

上記(1)、(2)いずれの事業も、関係機関等で構成する運営委員会を開催し、適正な事業の実施を図ります。

## 3. ふれあい相談事業の推進

家族や生活、福祉制度について等、日々の生活に密着した相談をお受けします。本年度も、相談員が各関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けて支援します。

## [2] 指定管理

### 1. 総合福祉センターの管理運営

小樽市指定管理者として、法令等に従い、小樽市総合福祉センターの適正かつ効率的な管理運営を行います。

※点字図書館については別掲（15ページ）

※とみおか児童館については別掲（5ページ）

#### (1) レクリエーション等の支援（老人福祉センター）

囲碁、将棋、舞踊、カラオケ、健康マージャン等のレクリエーションや各団体のサークル活動等の支援を行います。

また、毎週2回入浴日（火曜日・金曜日、料金1回100円）を設け、多くの方に利用していただきます。

#### (2) ボランティア団体・福祉関連団体等に会議・研修の場所を提供します。

#### (3) 施設・設備の点検、整備

利用者の安全と非常時の災害に備えるため、施設・設備の点検や緊急通報体制を整備するとともに、関係機関と協力しながら消火訓練等を行います。

#### (4) 福祉バスの運行

福祉関係団体等利用者の生きがいつくりと社会参加の促進を図るため、小樽市福祉バスを運行します。

※ 大型バス（利用定員50名） マイクロバス（利用定員20名）

### 2. 児童館の管理運営

児童福祉法及び小樽市児童厚生施設条例等に基づき、児童の健全な育成を図るため、関係機関との連携を密にし、小樽市指定管理者として3児童館の管理運営を行います。

児童館活動では児童に健全な遊びの場を提供することにより、健康と体力を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子供会等の地域組織活動の育成助長を図るなど、児童の健全育成に資するため各種事業を実施します。

また、小樽市から運営を受託している放課後児童クラブを、塩谷児童センターにおいて引き続き開設します。

児童館と放課後児童クラブ活動のより一層充実した運営に努め、子育て支援に取り組みます。

## (1) 塩谷児童センター

- ① 集団指導活動
  - ・クラブ活動（年2期制） ・教室（習字教室・読み聞かせ）
- ② 年間計画事業
  - 新1年生歓迎会、遠足、バス遠足、センターまつり、お化け屋敷、ハロウィーン仮装パレード、なわとび検定、とびばこ検定、手芸教室、雪遊び教室、体力測定、スキー教室、開館記念行事・お正月お楽しみ会など（年間100回程度）
- ③ 放課後児童クラブ事業
- ④ その他の事業、活動
  - 母親クラブ、幼児サークル等の支援活動、運営委員会の開催、地域や社会教育機関との連携、避難訓練等の実施、センターだより「笠岩」・月行事予定の発行（毎月）など

## (2) とみおか児童館

- ① 集団指導活動（通年で募集）
  - ・「土曜オルガン・ピアノ教室」（38回） ・土曜習字教室A（小学2年・3年、20回） ・土曜習字教室B（小学4年～6年、20回） ・日曜ピアノ教室（38回）
- ② 年間計画事業
  - だるま落とし、ボウリング大会、マジックナイン、ミニカップインゲーム、玉入れゲーム、ターゲットゲーム、ジェンガ大型、サイコロゲーム、輪投げ大会、点鳥ルーレット、ちぎり絵教室など
- ③ その他の事業、活動
  - 児童館だより「とみおか」の発行（毎月）、幼児サークル支援活動（ボールプール、ジャングルジムの日）、合同避難訓練の参加、運営委員会の開催（年2回）、ボランティア活動の推進（使用済切手集め）、地域や社会教育機関との連携など

## (3) いなきた児童館

- ① 集団指導活動
  - ・図画教室・習字教室など
- ② 年間計画事業
  - 幼児トランポリン、レク遊び、マンガビデオの会、幼児クリスマス・お楽しみ会など

### ③ その他の事業、活動

児童館だより「いなきた」の発行（毎月）、幼児サークル支援活動、避難訓練の実施、運営委員会の開催、ボランティア活動の推進（使用済切手集め）、地域や社会教育機関との連携など

## [3] 社協まつりの開催

本会の事業や活動について、市民の皆様へ周知し関心を深めていただくことを目的に、災害時の炊出し訓練(レスキューキッチン) や車イス・視覚障がい擬似体験、社協の事業紹介コーナーなどを設け、様々な事業を体験・見学していただく「おたる社協まつり」を開催します。

また、小樽市内の福祉施設や福祉団体に呼びかけ、作品展示や模擬店の出店を募り、子どもや高齢の方、障がいのある方など参加者全てが交流できる場を作り、多くの皆様に福祉活動を身近に感じていただくイベントにします。

## [4] 生活困窮者自立支援

### 1. 生活困窮者自立支援事業

生活保護を受給せず、生活全般において困りごとを抱えている方への支援を目的に、全国一律で行われている事業です。

小樽市においては市が主体となっていますが、本会では生活困窮者自立支援事業の必須事業の一つである自立相談支援事業（相談支援員業務）を小樽市から受託し、対象となる方の相談、事業利用のためのプラン作成等を行い支援します。

### 2. 緊急生活救援資金等の貸付事業

貸付事業は、低所得世帯等の複雑多様化するニーズに対し、必要な資金を貸し付けることにより経済的自立及び生活意欲の向上と、地域で安定した生活を送ることができるようになることを目的としています。

#### (1) 緊急生活救援資金貸付事業

小樽市在住の市民で、やむを得ない不時の緊急出費に困窮する世帯を支援する目的で貸付します。

[事業の概要]

- ① 貸付金額の上限額は5万円。
- ② 1万円を超える貸付の場合は、連帯保証人を要します。
- ③ 償還回数は貸付金額により最大10回まで。



## (2) 生活困窮者自立支援資金貸付事業

小樽市が行う「生活困窮者自立支援事業」の支援対象となる小樽市民で、生活に困窮している世帯を支援する目的で貸付します。

### [事業の概要]

- ① 貸付金額の上限額は10万円。
- ② 3万円を超える貸付の場合は、連帯保証人を要します。
- ③ 償還回数は貸付金額により最大20回まで。

## (3) 生活福祉資金貸付事業（道社協受託事業）

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。（この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき運営しています。）

### [主な貸付]

- ① 総合支援資金(生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費)  
失業時における生活再建までの間の生活費の貸付
- ② 福祉資金(福祉費・緊急小口資金)  
日常、自立生活に活用するために必要な経費の貸付や緊急かつ一時的困窮世帯への小口貸付
- ③ 教育支援資金(教育支援費・就学支度費)  
高等学校、大学、高等専門学校への入学、就学に必要な経費の貸付
- ④ 不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金)  
高齢者世帯、要保護の高齢者世帯に対し、居住している不動産を担保に将来にわたり住居に住み続けるための生活費の貸付

## 3. 生活困窮者物資支援事業

歳末たすけあい運動義援金を財源に、小樽市生活困窮者自立支援相談窓口及び本会貸付相談窓口で緊急に食糧、防寒衣料、灯油等の手当が必要と判断した経済的に困窮している世帯を対象に物資を提供します。

## [5] 権利擁護事業の推進

北後志6市町村（小樽市、積丹町、古平町、余市町、仁木町、赤井川村）に居住する、認知症、知的障がい及び精神障がい等により判断能力に欠ける方及び判断能力が不十分な状態にある方を対象に、生活全般における法律的な援助や福祉サービス等の利用援助を行い、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

行政機関や地域包括支援センター、民生児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員、在宅福祉サービス事業者等と密接な連携をとりながら事業を進めます。

### 1. 相談事業

本人や親族、行政、地域包括支援センター、相談支援事業所など関係機関等から相談を受け、成年後見事業や日常生活自立支援事業をはじめ、本人にとって適切なサービスにつなげるよう支援します。

### 2. 成年後見事業

認知症等により判断能力に欠ける又は不十分な状態にある方を対象に、財産管理や福祉施設の入退所など生活全般の支援（財産管理・身上監護）に関する契約等の法律行為を援助するとともに、制度の利用促進に向けた事業を実施します。

#### (1) 市町村長申立て手続に関する支援事業

北後志圏域6市町村の成年後見制度に係る市町村長申立て事案について、市町村と連携を図りながら事務手続の実施及び支援を行います。

#### (2) 法人後見事業

成年後見制度の適用が必要な方々については、本会が法人として成年後見人等となり、後見業務（財産管理・身上監護）を担います。

業務の実施にあたっては、身上監護を福祉的観点で捉え、ご本人が安心して生活できているかを定期的に確認し、関係機関と連携しながら支援します。

#### (3) 市民後見人の養成事業

後見業務を担う市民後見人の知識と技能の向上を図り、家庭裁判所と連携し多様な活動体制を構築することで、本人により良い支援ができるよう努めます。

また、日常生活自立支援事業を担当する生活支援員から、その活動を通じて本人の資質・技能等を見極め、市民後見人に登用することで、ニーズに見合った市民後見人の確保に努めます。

### 3. 日常生活自立支援事業

認知症等により判断能力の不十分な方を対象に、福祉サービスの利用や日常的な金銭等の管理を支援するため、北海道社会福祉協議会委託事業である「日常生活自立支援事業」、本会事業である「あんしんサービス事業」により、本人が必要とするサービスを提供するとともに、事業を担う人材の育成に努めます。

#### (1) 福祉サービス利用援助

福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談及び手続等を支援します。

#### (2) 日常的金銭管理サービス

福祉サービスの利用料金や公共料金等日常生活に必要な費用の支払い、預貯金の出入金等を支援します。

#### (3) 書類預かりサービス

年金証書や預貯金通帳等大切な書類を管理します。

#### (4) 生活支援員の研修会の実施

日常生活自立支援事業を担う生活支援員の資質向上を図るため、ケースの検討や利用者に関係する制度等の理解を深めるための研修会を開催し、利用者のニーズに応えるサービス提供ができるよう努めます。

### 4. 普及・啓発事業

権利擁護推進のため、制度の周知、活用が図られるよう、北後志5町村で勉強会等を開催します。

また、民生児童委員協議会や総連合町会、介護支援専門員連絡協議会などの団体の定例会等において、制度の普及啓発を図り、後見等の案件の潜在的ニーズの把握に努めます。

## [6] 介護保険事業の推進

### 1. 生活支援体制整備事業

地域包括ケアシステムの形成を目指し、日常生活圏域における高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備や資源開発の中心的役割を担う生活支援コーディネーター業務を本年度も引き続き、小樽市から受託します。

小樽市、小樽市生活支援体制整備協議会はもとより、各地域包括支援センターに配置された生活支援コーディネーターとの協働により、以下の4つの役割を担い、小樽市の実情に合った「支え合う地域づくり」を総合的に支援・推進します。

- ① 地域の生活支援ニーズと社会資源の状況の見える化
- ② 協力関係を育むための地縁組織等多様な主体への働きかけ
- ③ 連携と協働を核にした関係者のネットワークづくり
- ④ 適切な情報収集に基づくニーズとサービスのマッチング

## 2. たんぽぽ介護事業所

### (1) 訪問介護事業及び障がい者居宅介護事業

団塊の世代が高齢者となることに備え、介護分野においては、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化、地域支援事業の充実などの改革が進められています。また、訪問介護事業では介護報酬の見直しにより、これまで以上に厳しい運営が見込まれます。

このことから、訪問介護事業等は将来を見据えた適確な対応が求められており、地域の関係機関と連携を図りながら、事業の推進体制を整備するなど経営基盤の強化に努め、利用者が安心して自立した日常生活を営むことができるように、各々の心身の状況に応じた身体介護と生活援助等のサービス提供を行い、介護予防や自立支援等に向けた事業を実施します。

#### ① 事業の推進体制の強化等

利用者への適切な介護や多様化するニーズに応えるため、訪問介護員の資質向上を図る研修会を実施し、サービス提供責任者の充実や訪問介護員の派遣体制の整備を図るなど推進体制の強化に努めるとともに、事務事業の効率化を推進するなど経費の削減に努めます。

#### ② 障がい者福祉サービス事業の実施

身体、知的、精神障がい者への居宅介護に当たっては、その有する能力に応じ自立した生活ができるよう、それぞれの立場に立った適正なサービス提供に努めます。また、「同行援護」や小樽市の委託事業である地域生活支援事業の「移動支援」サービスを提供し、生活の質を高めるよう努めます。

#### ③ 利用料減免の実施

低所得者の利用料の減免を実施し、利用者の負担を軽減することにより、サービスの利用促進を図ります。

#### ④ 訪問介護事業所相互の連携及び情報収集

小樽市訪問介護事業所連絡協議会をとおして訪問介護事業所相互の連携を図るとともに、国や地方自治体が計画する介護制度の改正等についての情報を収集し、事業所の適切な運営に努めます。

## (2) 居宅介護支援事業

本年度より介護支援専門員が2名増員となり、5名体制となります。以前に増して広範囲の地域の方々を支援できるようになりました。

今後も介護保険の給付サービスを適切に利用できるよう、利用者の状態や希望に応じたケアプランを作成し、関係機関と連携を取りながら、より良い在宅福祉の充実に努めます。

### ① 自立支援に向けたケアプランの作成

要介護と認定された利用者に対して、より質の高いきめ細やかなケアプランの作成に努めるとともに、自立支援に向けた適切なサービス提供ができるよう医療との連携や関係機関と連絡調整を図ります。

### ② 訪問活動と関係機関との連携

利用者の状況を適切に把握するため、訪問活動を積極的に行うとともに、サービス担当者会議等をとおして関係機関と連携を図ります。

また、困難な課題等については地域包括支援センター及び関係機関と連携を図り、問題解決に努めます。

### ③ 認定調査の実施

小樽市及び他市町村から委託される認定調査を引き続き行います。

### ④ 委託事業の実施

他市町村の地域包括支援センターから委託される介護予防ケアプランの作成業務を行います。

### ⑤ 居宅介護支援専門員相互の交流

小樽市介護支援専門員連絡協議会、地域包括支援センターのほか、市外の関係機関が開催する研修会及び交流会等へ参加し、他事業所の介護支援専門員との交流を深めるとともに情報交換を図り、地域福祉の充実に努めます。

また、事業所内においても情報交換やプラン検討会議を行うことで、知識や見識を広め自己研鑽を図ります。

## 3. 銭函デイサービスセンター

要介護高齢者等の増加に伴い、利用者ニーズは多様化・高度化し、通所介護事業等が担う役割も複雑化しつつあります。近年の介護保険制度では地域包括ケアシステムが重要視され、その地域の保健・医療・介護・福祉の関係者が連携してサービス提供を行うことが効果的とされています。

このような状況下、地域密着型通所介護事業所として、地域の実情に応じて関係各所等との連携及び運営の透明性を確保することが求められます。

利用者の心身機能と活動の維持・向上、社会参加の促進、家族の介護負担軽減を図りながら、生活圏域に密着したサービス提供に加えて、認知症高齢者や中重度高齢者等を積極的に受け入れ、在宅福祉の充実に向けた事業展開を行います。

① 生活圏域に密着したサービスの提供

運営推進会議を定期的に行い、地域と連携を取りながらサービスの質の強化を図るよう努めます。

② 関係機関との連携と自立支援

利用者又は家族の多種多様なニーズに対応するため、通所介護計画等を立案し、関係各所と連携を図りながら、効果的にサービス提供を行い、利用者の自立支援につながるよう努めます。

③ サービス提供内容や認知症ケアの充実

利用者の要介護度の改善に向けたサービス提供内容の充実と認知症ケアに努めます。

④ 個別的なサービス提供

多種多様なニーズに対応するため、個別に応じたサービスを提供します。

⑤ 地域交流の促進

利用者地域の人々が触れ合う機会を確保し、地域の交流を促進します。

⑥ 利用料減免の実施

低所得世帯に対する利用料の減免を実施し、利用者の負担を軽減することにより、サービス利用機会の拡大を図ります。

⑦ 実習生の受入れ

ホームヘルパー資格取得に係る実習生の受入れ等について、本年度も引き続き実施し、福祉関係の人材育成の一助となるよう努めます。

⑧ 職員の資質向上の強化

施設内外の研修やサービス検討会への参加を促し、サービス内容等の向上を行い職員の資質向上の強化に努めます。

#### 4. 小樽市中部地域包括支援センター

高齢化が進む小樽市において、高齢になっても生活する環境が整い、生きがい・役割をもって安心して生活できるような地域の実現が望まれています。

高齢者が持つ福祉課題や生活課題を共に考え、その解決に向けて専門職として適切に業務を遂行いたします。介護予防・日常生活支援総合事業完全移行2年目となる年であり、今まで以上に地域と深く関わることのできるセンターを目指し、関係機関との一層の協力体制の構築に努めます。在宅医療介護連携支援センター、生活支援コーディネーター、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の業務が連動し、機能強化されたセンターとしての自覚を持ち事業を行います。

### ① 総合相談・支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な支援方法を把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる「ワンストップサービス」の拠点として関係機関等と適切な連携を図ります。

また、市内中心部に位置する特性を活かしたイベント等を充実させ、市民の参加を促すことにより、センターの役割を広く周知するよう努めるとともに、顔の見える関係作りのため情報発信等、広報活動に積極的に取り組みます。

「地域包括ケア会議」を開催し、地域の社会資源やニーズの把握に努め、ニーズの受け皿となる住民サービスの体制整備を検討します。

### ② 権利擁護事業

後見センター、消費者協会等関係機関と連携し、高齢者に対する権利侵害の予防や対応策についての協議、権利行使の支援を行います。また、地域の介護支援専門員・高齢者施設の職員等を対象とした研修会を実施し、権利擁護についての理解を促進します。

### ③ 介護予防事業

高齢者が介護の必要な状態となることを予防するため、健康の保持増進のための支援を行うとともに、介護を要する状態となっても、できる限り居宅で自立した生活を営めるようサービスの提供をします。

現在活動している地域版介護予防教室の支援を継続するとともに、地域版介護予防教室が圏域で新規に立ち上げられるよう啓発に努めます。また、独自事業である「楽笑体操教室」を定期的で開催し、介護予防について市民に広く周知します。

### ④ 認知症対応事業

「認知症サポーター養成講座」や認知症についての研修会等を引き続き実施し、認知症についての理解を深めていただくよう取り組みます。

昨年度より開始した認知症地域支援推進員による「歩く会」や「みんなカフェ」の開催も継続いたします。

平成28年10月に発足した「認知症初期集中支援チーム」についても、認知症の方を早期発見・支援できるようチーム医と連携し対応いたします。

### ⑤ 包括的支援事業

第2層生活支援コーディネーターとして第1層生活支援コーディネーターや小樽市と連携協働し、社会資源や地域の状況を把握して行きます。

ボランティアの担い手や協議体との連携も図り、子供から高齢者、障がいがあっても参加ができ、お互いの顔が見える交流の場づくりの検討をします。

⑥ その他

研修会・勉強会への積極的な参加を継続し、職員のスキルアップに努めます。

包括で開催する研修等を通じて福祉人材の育成の一助となるよう努めます。

随時ブログの更新を行い、グループホーム等施設の空き情報やイベント・介護予防についての情報発信とともに、紙媒体での広報活動にも取り組みます。

## [7] ボランティア・市民活動の推進

### 1. ボランティア・市民活動センターの運営

ボランティア・市民活動センターでは、市民の自由な活動意欲を高め、お互いを尊重した市民主体の社会をつくるため、気軽に意見や情報交換ができる場を提供しながら、ボランティア・市民活動を支援し、協働してまいります。

本年度は、次の事業を重点的に進めてまいります。

- (1) ボランティア団体の高齢化や会員減少などの課題を踏まえ、だれもが気軽に参加できるようボランティア活動を始めるきっかけづくりを行い、活動の輪を市民に広げていきます。特に、若い世代のボランティア活動への参加を促進し、次世代を担う人材確保と育成、登録団体同士の顔の見える関係づくり、新たな連携づくりに努めます。
- (2) 「学童・生徒のボランティア活動普及事業(道社協)」協力校や、市内の小・中学校の「総合的な学習の時間」等への協力をとおして、子どもたちの福祉に対する意識や自分の住む地域への関心を高めるとともに、主体的な活動に結びつくよう将来の地域福祉の担い手の育成に努めます。
- (3) 小樽市内や小樽近郊で災害が発生した場合に備え、各関係機関と協議し、平時からの顔の見える関係づくりに取り組んでまいります。

#### [事業の概要]

① ボランティアの相談、登録及び紹介

ボランティア活動の希望者やボランティア要請希望者の相談、登録、需給調整

② ボランティア・市民活動の育成と指導及び普及

a. 傾聴ボランティア講座 初級編（仮称）の開講

b. 福祉教育の啓発促進

c. 出前講座の開講（総合的な学習の時間への協力、炊き出し訓練等）



- d. カレンダーリサイクル活動の実施
  - e. 環境問題啓発事業の実施
  - f. 登録団体交流会の開催
  - g. 災害・防災に関する各関係機関との連携（小樽ボランティア会議の開催、連絡調整等）
- ③ ボランティア活動の開発及び啓発事業
    - 「おたる社協まつり」での啓発活動
  - ④ ボランティア・市民活動に必要な調査、研究及び情報提供
    - a. 情報誌等の発行
    - b. 情報収集及び提供（ホームページ、掲示板）
    - c. バリアフリー情報の収集及び提供
  - ⑤ ボランティア・市民活動団体への協力及び支援
    - a. 団体助成事業
    - b. 物品の貸出（車椅子、アイマスク、高齢者擬似体験セット等）
    - c. 登録団体への協力及び支援
    - d. 他団体等との連携及び連絡調整
  - ⑥ ボランティア保険の取扱い
    - 保険加入・請求手続事務及び広報、周知
  - ⑦ その他ボランティア・市民活動に必要な事業
    - a. ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催
    - b. ボランティアルームの管理運営

## 2. 点字図書館の管理運営

視覚障がいをもつ方々の社会参加の促進に寄与するため、ニーズを的確にとらえ、ボランティアと連携し、図書の整備及び最新情報の収集・発信を図ります。

また、全国の視覚障がいをもつ方々への情報提供施設として、点字及び録音図書等の貸出や図書を制作するボランティアの養成などの事業を推進します。

### (1) 図書の整備

ボランティアの協力を得て、点字図書・録音図書等の整備を図ります。

### (2) 視覚障がい者情報総合ネットワーク（サピエ）の利用

本館に所蔵していない図書の貸出の貸出希望等があったときは、「サピエ図書館」を利用したサービス提供に努めます。

(3) ボランティアの養成

点字図書や録音図書製作のボランティア養成講座及び必要に応じて点訳や音訳の養成講座を開催します。

(4) プライベートサービス事業

日常生活において必要とする生活関連資料及び個人利用に限定される図書等で、利用者の求めに応じて点訳及び音訳による図書等の製作を行います。

(5) 各団体等からの依頼への対応

小樽市の各部署から依頼される広報誌(広報おたる・市議会だより)やパンフレットなどのほかに、視覚障がい者団体から依頼されたものの点訳及び音訳を行います。また、視覚障がいをもつ方々のために、必要と思われるものの点訳及び音訳を行います。

## [8] 社会福祉法人等との協力・連携

昨年10月に市内の社会福祉法人等17団体が参加し発足した社会福祉法人懇話会「しあわせネットワーク・おたる」の一員として、他の社会福祉法人等と協力・連携し、地域貢献事業を進めます。

同ネットワークでは次の3委員会を置き、事業を実施することとしています。

### 1. 生活支援委員会

各法人の相談機関等で対応している相談者のうち、経済的に困窮し、食料品、日用品及び家電製品等を求めている方に対し、迅速に必要な物資を提供することにより、当該相談者の生活を支援するため、インターネット上で各法人の保管物品等の情報を共有し、即時給付できる仕組みをつくります。

### 2. 福祉のしごと委員会

社会福祉法人を広く地域の方々に知っていただくための広報活動を行うとともに、近年確保が困難になってきている福祉・介護関係の人材養成等を目的に、教育機関への出前講座などを企画・実施します。

### 3. 地域づくり委員会

地域で顕在している課題への対応はもとより、潜在化している課題を掘り起し、適切な専門職につなぐことにより、当事者が抱えている問題を解決する仕組みをつくるため、各法人の相談職を中心とした職員レベルの連携を強化する事業を企画・実施するとともに、早期に課題を発見できる地域体制のあり方などを検討いたします。

## [9] 関係団体等の支援

地域で行っている様々な福祉活動をとおして、福祉コミュニティづくりの推進を図るため、赤い羽根共同募金助成金と北海道社会福祉協議会助成金等を活用し、各関係団体等の活動を支援します。

- ① 高齢者福祉活動  
小樽市老壮大学、小樽市老人クラブ連合会等への協力、支援
- ② ひとり親福祉活動  
小樽市ひとり親と寡婦の会(料理、詩吟等各種教室ほか)への協力、支援
- ③ 児童青少年育成福祉活動  
各町会(子どもの遊び場保守費事業費)、保育園等への協力、支援
- ④ 町会活動  
小樽市総連合町会、各町会への協力、支援
- ⑤ 地域福祉活動  
小樽市民生児童委員協議会への協力、支援
- ⑥ 障がい福祉活動  
障がい者通所施設への協力、支援

## [10] 困窮世帯等の支援

歳末たすけあい運動義援金及び愛情銀行への寄附金を財源に、様々な理由により支援が必要な方たちに対応します。

- ① 災害遺児家庭の支援  
災害(交通、労働、海難、火災等)で、親を亡くされた児童への支援
- ② 災害世帯の支援  
市内で火災等に遭われた世帯への支援
- ③ ひとり親家庭等の支援  
ひとり親家庭等(児童扶養手当全部受給、特別児童扶養手当受給の非課税世帯)、学習支援事業及び子ども食堂事業への協力、支援
- ④ 長期療養患者の支援  
被爆者健康手帳交付者への支援
- ⑤ 生活困窮者の支援(再掲(7ページ))  
生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への物資支援(食料品・飲料・防寒着等の緊急支援として必要最小限の物品の給付)

## [11] 共同募金運動への協力

共同募金運動は、社会福祉法に基づき厚生労働大臣の定める期間内に全国協調で行われます。寄せられた募金は本会の事業や区域内の社会福祉事業・更生保護事業等に助成され、地域福祉を推進する財源として大きな役割を担っています。特に、歳末たすけあい運動義援金は小樽市共同募金委員会より一次助成を受け見舞金贈呈事業や福祉除雪サービス事業等を行っております。これらの募金活動を実施している小樽市共同募金委員会の事業運営に協力します。

- ① 赤い羽根共同募金運動(募金実施期間 10月1日～12月31日)
- ② 歳末たすけあい運動(募金実施期間 12月1日～12月31日)

## [12] 会務の運営等

- 理事会、評議員会の開催及び監査の実施
- 各種委員会の開催
- 定款及び諸規程の整備、適正な運用
- 役員、評議員の研修の実施
- 職員研修の実施
- 会員の拡充
- 相談援助実習生の受入れ(社会福祉士資格取得等のための現場実習)
- 各種研修事業への協力及び支援
- 社協だより及びホームページ等による情報提供
- 北海道社会福祉協議会及び小樽・後志地区社会福祉協議会連絡協議会等との連携